

○鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場使用規則（新規）

令和3年4月6日

水規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島大学水産学部組織規則（平成16年水規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場（以下「実習工場」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理責任者等）

第2条 実習工場の管理責任者は、学部長とする。

2 実習工場に管理補助者を置き、実習工場の安全な管理及び運営を行うものとする。

3 前項の管理補助者は、実習工場を使用して実施する科目担当者から選出された者とする。

（使用の制限）

第3条 実習工場を使用できる者は、鹿児島大学水産学部（以下「本学部」という。）に所属する職員、学生及び本学部以外にあっては管理責任者が特に認めた者とする。

（使用の手続）

第4条 学外者及び本学部以外の者において実習工場を使用しようとする場合又は本学部の職員であっても学外者若しくは本学部以外の者と共同使用を行う場合は、鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場使用許可願（別記様式第1号）をあらかじめ管理責任者に提出し、許可を受けなければならない。

（使用の許可）

第5条 管理責任者は、使用を許可するときは、鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（使用料）

第6条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。延長した際の料金は別途、使用時間を確認のうえ請求する。

2 既納の使用料の返還については、国立大学法人鹿児島大学不動産貸付要項（平成21年4月1日学長裁定）第8条第2項の規定を準用する。

（使用許可の取消し又は変更）

第7条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 使用者が本規則及び鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場使用許可書の条件に反したとき。
- (2) 本学部において特別に使用の必要が生じたとき。
- (3) 使用者が施設、設備等の使用に支障を及ぼす行為をしたとき。
- (4) 天候、災害、事故、感染症の発生予防及び蔓延防止並びにその他やむを得ない事由により、本学が使用させることができなくなったとき。

（損害の賠償）

第8条 使用者がその責に帰すべき事由により建物、物品等を損傷し、又は滅失したときは、そ

の損害を賠償しなければならない。

2 本学部は、その責に帰さない事由により使用者に事故が発生したときは、その損害賠償の責を負わない。

(事務)

第9条 実習工場の使用に関する事務は、水産学部会計係が処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、実習工場の使用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 (第6条関係)

(単位：円)

区分		料金
1. 施設使用料	半日 (4時間まで)	4,900
	1日 (8時間まで)	9,800
2. 機器使用料		
燻煙装置	1回 (3時間まで)	2,310
	以降1時間毎に	770
レトルト装置	1回 (3時間まで)	3,080
	以降1時間毎に	1,030
二重釜	1回 (3時間まで)	1,980
	以降1時間毎に	660